

# 指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和5年度		
施設名	秋田県立中央公園	設置年	昭和 56 年
所在地	秋田市雄和椿川字駒坂台4-1		
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社		
県所管課	都市計画	課	都市整備 チーム

## 1 施設の概要

設置目的	秋田空港を取り囲む騒音緩衝緑地帯として保全すると同時に、雄大な自然環境を活かした、広域的なレクリエーション、スポーツ、散策、休養、教育の場として整備され、主として市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的に設置					
県の施策上の施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における施設の位置付け・目標 新秋田元気創造プラン第5章/基本政策第2「生活環境」/目指す姿「安らげる生活基盤の創出」/施策の方向性③「安らぎと潤いのある空間づくり」において、「都市公園の整備」が位置付けられている。成果指標は県立都市公園の利用者数					
	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための取組として施設に求められているもの より質の高い生活空間を確保するため、県民が四季を感じてゆとりと豊かさを実感できる空間の創出					
施設の面積	133.2ha					
主な設置施設	公園管理事務所、園地、園路、休憩所、運動施設、遊戯施設、駐車場、便所等					
指定管理業務の内容	料金制	有（利用料金併用制）				
	料金設定	別添資料による				
	サウンディング実施対象施設※	○				
	指定期間	R3. 4. 1 ~ R8. 3. 31				
	営業期間・時間	9：00～17：00（12/29～1/3を除く）				
自主事業の内容	①維持管理（施設管理、植物管理） ②運営管理（利用受付、利用案内、広報広告、催事、運営協議会の設置等） ③法令管理（財産管理、許認可、賠償責任等）					
	スコアボード完成記念中央公園野球大会（野球場）、星を見る会（P7駐車場）、ミニバスケットボール交流会2回（アリーナ）、夏休み思い出づくり隊（キャンプ場等）、冬まつり（陸上競技場）、小学生サッカー交流会（スカイドーム）、「こどもの日」、「スポーツの日」及び「県の記念日」、「都市公園制度制定150周年記念」の施設無料開放					
直近3年の年間利用者数	R3	425,245 人	R4	546,966 人	R5	641,764 人
直近3年の年間利用収入	R3	23,938 千円	R4	35,854 千円	R5	36,886 千円
直近5年の収支決算(単位:千円)		R元	R2	R3	R4	R5
収入計		185,063	182,593	184,759	194,036	193,991
利用料金収入		33,587	22,939	23,938	35,854	36,886
指定管理料		151,045	159,403	154,565	154,565	154,565
その他収入		431	251	6,256	3,617	2,540
支出計		185,063	182,593	183,217	189,455	189,045
人件費		55,939	56,358	62,473	61,828	63,597
光熱水費		22,972	17,792	19,430	25,681	23,506
修繕費		5,413	5,868	2,122	3,943	3,869
外部委託費		62,030	67,069	68,381	69,268	71,048
その他経費		38,709	35,506	30,811	28,735	27,025
差引		0	0	1,542	4,581	4,946

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の3年前にサウンディング(官民対話)を実施する。

## 2 観点ごとの評価

### <観点 I> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

#### 【ポイント】

施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

#### ○指定期間における運営方針・施設の利用目標

(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)

#### ○目標の設定(毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標)

令和5年度の目標	利用者数 504,000人
----------	---------------

#### ○指定管理者による実績報告

令和5年度の実績	実績	641,764	達成率	127.3%	
	具体的な取組とその効果	利用機会拡大のため、公開日及び公開時間を拡大し早朝・夜間の利用機会を設けたほか、大会などの準備に対応できるよう早朝6時より施設の貸出を行い夜間9時まで施設を公開したほか、利用者の要望を取り入れ多くの利用が予想される日にキッチンカーの出店を行った。 また、利用団体等との意見交換を重ね有用な用具の購入や、メンテナンス日の調整を行うなど、利用しやすい環境づくりに努めたことなどにより、利用者増加につながった。			
直近3年の実績	年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	目標	508,000	449,000	496,000	
	実績	372,312	425,245	546,966	
	達成率	73.3%	94.7%	110.3%	
令和6年度の目標(設定根拠)	目標	利用者数 489,000人			
	設定根拠	陸上競技場第1種公認及び補助陸上競技場第3種公認更新に向けた工事が予定されていることから、工事による影響分の数値を差し引いた。			

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

### <観点 I> の評価

	評価者	評価	コメント
評価根拠	指定管理者	A	スポーツ、レクリエーション、休養、散策ができる広域的な公園という県立中央公園の特徴を最大限に活かしながらその運営にあたったほか利用者のニーズに対応したことなどにより、目標を達成した。
	県(所管課)	A	各種大会の準備に対応するため公開時間を拡大するなど、利用者増加に資する対応を実施しており、指定管理開始の令和3年度から利用者数の目標は、ほぼ達成している。

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。  
 また、施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

- A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)
- B: A及びC以外
- C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

＜観点Ⅱ＞ 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度 令和5年度 の実績	実績	87.1%		
	具体的な 取組と その効果	園内6箇所にアンケートと回収ボックスを設置し、利用者に記載していただくようにしており、いただいたご意見を検討し、回答を掲示するほか、満足度を数値化して総合公社の各施設80%以上を必須とし運用している。 また、受付・巡回時に行う利用者との会話を重視し、ご意見ご提案については月例ミーティング等の機会に社員間で共有し対応にあたったほか、接遇能力の向上を図るため、運営本部が実施する顧客対応研修を受講するなど満足度向上に努め目標を達成した。		
利用者満足度 の状況 (直近3年)	R2年度	R3年度	R4年度	
	89.4%	90.1%	90.2%	

＜観点Ⅱ＞の評価

評価者	評価	コメント
県 (所管課)	A	利用者の意見や要望に対し、迅速に対応しており、満足度80%を超える高水準を継続していることは評価できる。

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A:満足度80%以上 B:A及びC以外 C:満足度60%未満

＜観点Ⅲ＞ 効率性の向上等に関する取組

(1)経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	経費の 低減実績	支出総額は、前年度に比べ、410千円の減となっている。
	具体的な 取組と その効果	修繕、除草、除雪などの作業で直営作業が可能なものについては、できる限り直営で行い、経費削減に取り組んだほか、総務・会計事務の本部集中化で事務作業の効率化を図り、総合公社が管理している施設に共通の再委託業務、調達物品については、本部が契約を行うことで、スケールメリットによるコスト縮減が図れた。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

(2)収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	収入の 増加実績	利用料収入は前年度に比べ、1,032千円の増となっている。
	具体的な 取組と その効果	積雪状況に応じ運動広場の冬季休場期間を短縮し利用機会の拡大をしたほか、キャンプ場の日帰り利用を有料化したことにより収入の増加に繋がった。

＜観点Ⅲ＞の評価

評価者	評価	コメント
指定管理者	B	ランニングコストの多くを占める電気料の削減のため、こまめな消灯や間引き点灯を継続して実施したほか、冬季のスカイドーム融雪運転を連続運転から着雪状況を随時監視し状況に応じた稼働に努めたほか、実績報告に記載したとおり管理者として様々な経費削減に取り組んだ。
県 (所管課)	B	節電への取り組みや経費削減への取り組みにより、昨年度より経費は抑えられている。 また使用料収入は公開日、公開時間を拡大することにより昨年度より増となっていることからB評価とした。

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上改善

B: A、C以外

C: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上悪化

＜観点Ⅳ＞ 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	<p>管理運営にあたっては、地方自治法及び都市公園法や秋田県立都市公園条例などの規程を遵守し、施設・設備の維持管理を適正に行うとともに、利用者に対し適切なサービスの提供に努めた。</p> <p>施設の安全管理については、来園者に安全・安心なサービスを提供するため、リスクマネジメントの確立に時間を割き、日々の巡回・点検において設備機器などの不具合の早期発見と対応に努めているほか、消防訓練を年2回実施し、併せて消防設備保守点検業者による防災受信盤及び消火器の取扱操作の習熟訓練を実施し緊急時の対応に備えている。</p> <p>そのほか、運動場と体育館を有しない国際教養大学には、当公園の施設を一般利用者との調整を図りながら開放しており、体育館の授業及びクラブ活動による利用のほか、竿灯会の練習でも利用されている。</p> <p>ボランティア等とも連携し活動しており、平成22年に発足したボランティア組織「ダリア倶楽部」では、毎年協力を得ながら中央広場の円形花壇へダリアを植栽する活動を続けているほか、椿川地区における熊との共生、安全安心に資するため、地域周辺において刈払い等による熊との遭遇回避、講習会の開催などの対策を、地域の関係機関が一体となって実施している。</p> <p>なお、雄和椿川地区熊対策協議会の活動である雑木林下刈りには林業大学校の研修生にも参加していただき、実習を兼ねて作業を実施していただくなど、地域が一体となった活動を継続している。</p>
--------------	--

＜観点Ⅳ＞の評価

評価者	評価	コメント
指定管理者	A	利用者の平等利用を確保するため、施設の利用にあたっては県・市合同調整会議を実施し調整のうえ決定し、利用月ごとの一般予約についても、利用希望日が重複した場合は抽選により決定している。 また、四季の風景やイベント開催についてSNSを活用した情報発信を強化し、施設や活動の周知・PRに努め、地域の方々や関係機関の協力を得ながら様々な活動を実施している。
県 (所管課)	A	モニタリングの結果及び運営協議会の開催状況等から、管理運営業務が適正に行われている。

【評価基準】 A: 順調(改善点なし)、B: 概ね順調(重大な問題点なし)、C: 改善が必要(重大な問題点あり)

県(所管課)の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

## 【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

○県の施策の達成状況(施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等)
<ul style="list-style-type: none"><li>・健康運動、レクリエーションの場となり、心身の健康増進等に寄与している。</li><li>・観光客の誘致等により地域の賑わいを創出、活性化に寄与している。</li><li>・地域のコミュニティ活動の拠点、市民参画の場となりコミュニティ形成に寄与している。</li><li>・子どもの健全な育成の場を提供し、子育て、教育に寄与している。</li></ul>
○施設運営の課題
<ul style="list-style-type: none"><li>・施設の老朽化対策</li></ul>
○今後の方向性(県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等)
<ul style="list-style-type: none"><li>・秋田県公園施設長寿命化計画(R4～R13)に基づき、計画的に更新、修繕を実施。</li><li>・計画と施設の状況に乖離がないよう、定期的(5年毎)な計画の見直しを令和8年度に実施予定。</li></ul>

秋田県立中央公園の公園施設等を使用する場合の利用料

## 1 施設利用料

## (1) 県営トレーニングセンター及び県営屋根付きグラウンド以外の公園施設

区分				利用料金の額				
				公開時間の 開始時刻か ら正午まで	正午から公 開時間の終 了時刻まで	公開時間外	1日	
県営野球場	貸切 使用	アマチュ アスポー ツに使用 するとき	平日	一般	1時間につき	410円	3,260円	
				学生・生徒・児童	1時間につき	310円	2,450円	
		土曜日・ 日曜日・ 休日	一般	1時間につき	610円	4,890円		
			学生・生徒・児童	1時間につき	460円	3,670円		
	その他の催物に使用するとき	平日	7,130円	10,900円	1時間につき 3,380円	18,030円		
		土曜日・日曜日・休日	19,150円	28,720円	1時間につき 8,980円	47,870円		
県営陸上競技場	貸切 使用	アマチュアスポー ツに使用するとき	一般	9,880円	14,770円	1時間につき 3,080円	24,650円	
			学生・生徒・児童	4,630円	6,820円	1時間につき 1,430円	11,460円	
		その他の催物に使用するとき	平日	14,870円	22,200円	1時間につき 6,950円	37,070円	
			土曜日・日曜日・休日	39,320円	58,870円	1時間につき 18,410円	98,190円	
	貸切使用以外の使用	一般	1人につき 110円	1人につき 110円		1人につき 220円		
		学生・生徒・児童	1人につき 110円	1人につき 110円		1人につき 220円		
	県営補助陸上競技場	貸切 使用	アマチュアスポー ツに使用するとき	一般	3,620円	4,940円	1時間につき 1,070円	8,560円
				学生・生徒・児童	1,730円	2,340円	1時間につき 510円	4,070円
			その他の催物に使用するとき	平日	5,400円	7,440円	1時間につき 2,410円	12,830円
				土曜日・日曜日・休日	13,450円	20,980円	1時間につき 6,460円	34,430円
貸切使用以外の使用		一般	1人につき 110円	1人につき 110円		1人につき 220円		
		学生・生徒・児童	1人につき 110円	1人につき 110円		1人につき 220円		
県営球技場	貸切 使用	アマチュアスポー ツに使用するとき	一般	1面につき 7,380円	1面につき 12,170円	1面1時間につ き 2,440円	1面につき 19,560円	
			一般(大会準備のとき)	1面1時間につき	2,440円			
			学生・生徒・児童	1面につき 3,410円	1面につき 5,650円	1面1時間につ き 1,130円	1面につき 9,070円	
			学生・生徒・児童 (大会準備のとき)	1面1時間につき	1,130円			
	その他の催物に使用するとき	平日	1面につき 11,100円	1面につき 18,230円	1面1時間につ き 5,500円	1面につき 29,330円		
		土曜日・日曜日・休日	1面につき 31,880円	1面につき 46,550円	1面1時間につ き 14,710円	1面につき 78,430円		
		人工芝コート	平日	1面1時間につき	220円			

		土曜日・日曜日・休日	1面1時間につき 450円			
	ハードコート	平日	1面1時間につき 110円			
		土曜日・日曜日・休日	1面1時間につき 220円			
投てき場	貸切使用		1時間につき 620円			
アーチェリー場	貸切使用	一般	1,940円	2,900円	1時間につき 600円	4,840円
		学生・生徒・児童	920円	1,430円	1時間につき 290円	2,340円
	貸切使用以外の使用	一般	1人につき 260円	1人につき 260円	/	
		学生・生徒・児童	1人につき 110円	1人につき 110円		
野球広場	貸切使用		一般	1時間につき 410円		
			学生・生徒・児童	1時間につき 310円		
運動広場	貸切使用	天然芝	1面1時間につき 2,440円			
		人工芝	平日	1面1時間につき 3,000円		
			土曜日・日曜日・休日	1面1時間につき 4,000円		
フィールド・アスレチック	普通料金		一般	1人につき 430円		
			学生・生徒・児童	1人につき 220円		
	団体料金（20人以上の団体）		一般	1人につき 350円		
			学生・生徒・児童	1人につき 170円		
キャンプ場	宿泊	一般	1人1泊につき 300円			
		学生・生徒・児童	1人1泊につき 150円			
	日帰り	一般	1人につき 100円			
		学生・生徒・児童	1人につき 50円			
自転車モトクロス場	貸切使用		一般	1時間につき 2,140円		
			学生・生徒・児童	1時間につき 1,020円		

備考

- この表において「1日」とは、公開時間の開始時刻から終了時刻までをいう。
- 使用時間を単位とする使用については、使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を1時間とする。
- この表において「学生・生徒・児童」とは、大学及び高等専門学校の学生、高等学校及び中学校の生徒並びに小学校の児童（これらの者に準ずる者を含む。）をいう。
- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 運動広場は天然芝1面、人工芝1面の全2面とし、貸切使用単位は1面毎とする。

(2) 県営トレーニングセンター

区分			利用料金の額			
			午前9時前	午前9時から午後5時まで	午後5時後	
県営トレーニングセンター	貸切使用	アマチュアスポーツに使用するとき	一般	1面1時間につき 710円		
			学生・生徒・児童	1面1時間につき 470円		
		その他の催物に使用するとき	平日	1面1時間につき 2,700円	1面1時間につき 1,830円	1面1時間につき 2,700円
			土曜日・日曜日・休日	1面1時間につき 7,280円	1面1時間につき 4,840円	1面1時間につき 7,280円
		貸切使用以外の使用	一般	1人につき 220円	1人につき 220円	1人につき 220円
				学生・生徒・児童	1人につき 110円	1人につき 110円
	回数券 (6回券)		一般	1,120円		
			学生・生徒・児童	560円		
	トレーニングルーム		一般	1人につき 220円	1人につき 220円	1人につき 220円

	学生・生徒・児童	1人につき 110円	1人につき 110円	1人につき 110円
回数券 (6回券)	一般	1,120円		
	学生・生徒・児童	560円		

備考

- 1 使用時間を単位とする使用については、使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を1時間とする。
- 2 この表において「学生・生徒・児童」とは、大学及び高等専門学校の学生、高等学校及び中学校の生徒並びに小学校の児童（これらの者に準ずる者を含む。）をいう。
- 3 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。

(3) 県営屋根付きグラウンド

区分				単位	利用料金の額	
県営屋根付きグラウンド	4月1日から10月31日までの間に使用する場	貸切使用	アマチュアスポーツに使用するとき	一般	1面1時間につき	1,220円
			学生・生徒・児童	550円		
		その他の催物に使用するとき	平日	23,430円		
			土曜日・日曜日・休日	29,440円		
	貸切使用以外の使用		一般	1人につき	220円	
			学生・生徒・児童		110円	
グラウンド	11月1日から翌年の3月31日までの間に使用する場	貸切使用	アマチュアスポーツに使用するとき	一般	1面1時間につき	1,430円
			学生・生徒・児童	650円		
		その他の催物に使用するとき	平日	23,430円		
			土曜日・日曜日・休日	29,440円		
	貸切使用以外の使用		一般	1人につき	220円	
			学生・生徒・児童		110円	

備考

- 1 使用時間を単位とする使用については、使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を1時間とする。
- 2 この表において「学生・生徒・児童」とは、大学及び高等専門学校の学生、高等学校及び中学校の生徒並びに小学校の児童（これらの者に準ずる者を含む。）をいう。
- 3 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 4 使用者が貸切使用をする場合で、アマチュアスポーツに使用するため4面を使用するときの利用料金の額は、3面を使用する場合の利用料金の額とする。

2 附属施設・設備利用料

区分	利用料金の額	
県営野球場	放送室	1時間につき 370円
	ロッカー	1回につき 100円
	スコアボード	1日につき 2,900円
		1試合につき 960円
県営陸上競技場	屋内練習場	1時間につき 370円
	会議室	1時間につき 370円
	放送室	1時間につき 370円
	ロッカー	1回につき 100円
	シャワー	1回につき 100円
	県営球技場	放送室
ロッカー		1回につき 100円
シャワー		1回につき 100円
スコアボード		1日につき 1,220円
	半日につき 610円	
県営庭球場	放送室	1時間につき 370円
	ロッカー	1回につき 100円
	シャワー	1回につき 100円
県営トレーニングセンター	会議室	1時間につき 370円
	放送室	1時間につき 370円

	ロッカー	1回につき	100円
	シャワー	1回につき	100円
	いす	1脚1回につき	20円
県営屋根付きグラウンド	会議室	1時間につき	470円
	放送室	1時間につき	470円
	ロッカー	1回につき	100円
	シャワー	1回につき	100円
	いす	1脚1回につき	20円
フィールド・アスレチック	ロッカー	1回につき	100円
	シャワー	1回につき	100円
キャンプ場	ロッカー	1回につき	100円
	シャワー	1回につき	100円
	洗濯機	1回につき	200円

備考

- 1 使用時間を単位とする使用については、使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を1時間とする。
- 2 この表において「1日」とは、公開時間の開始時刻から終了時刻までをいい、「半日」とは、公開時間の開始時刻から正午まで又は正午から公開時間の終了時刻までをいう。
- 3 県営陸上競技場の医務室を会議で使用する場合は、会議室と同額の利用料金とする。

### 3 器具利用料

区分	利用料金の額
移動式黒板	1台1時間につき 110円
バドミントンラケット	1本1回につき 260円
テニスラケット	1本1回につき 260円
卓球台	1台1時間につき 110円
ジェットヒーター	1台1時間につき 470円
その他の器具	1品目1単位1回につき 110円

備考

- 1 使用時間を単位とする使用については、使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を1時間とする。
- 2 1回の使用に係るその他の器具の利用料金の合計額が10,000円を超えるときは、当該使用に係る利用料金の額は、10,000円とする。

### 4 照明・暖房利用料

区分			単位	利用料金の額		
				アマチュアスポーツに使用するとき	その他の催物に使用するとき	
県営庭球場			1面1時間につき	660円		
県営トレーニングセンター	貸切使用	照明	1時間につき	全館使用	2,400円	3,250円
		4分の3使用		1,800円	2,440円	
		2分の1使用		1,200円	1,620円	
		4分の1使用		600円	810円	
	暖房	全館使用	2,940円	3,870円		
		4分の3使用	2,210円	2,900円		
		2分の1使用	1,470円	1,930円		
		4分の1使用	730円	960円		
県営屋根付きグラウンド	貸切使用	照明	1時間につき	全館使用	4,600円	6,100円
		4分の3使用		3,450円	4,600円	
		2分の1使用		2,300円	3,000円	
		4分の1使用		1,150円	1,500円	

備考 使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を1時間とする。